

誓約書（住宅用蓄電システム）

1. 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
2. 補助対象事業の実施に伴い、国が実施するその他の補助制度を利用していないこと。
3. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
4. この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
5. 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
6. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
7. 導入価格（工事費込み、税抜き）が蓄電容量に対して 14.1 万円/kWh 以下である 補助対象経費（円）【※ 1】÷蓄電容量（kWh）【※ 2】≤141,000 円 ※1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表 1-4・対象設備）に掲げる費用 ※2 一般社団法人 環境共創イニシアチブの蓄電システム登録製品一覧の蓄電容量を使用すること
8. 導入する蓄電システムの蓄電容量は 20kWh 未満であること。
9. 【家庭用蓄電池（20kWh 未満）： a～f の全てを満たすこと】
(a) 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
(b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (1) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出 方法」を参照すること）

(2) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (3) 出力可能時間の例示 ①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。 (4) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (5) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 (6) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。	(c) 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 (d) 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 (e) 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システム
---	---

の震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
(f) 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
10. 当該年度の2月27日までに支払いを含めて事業を完了させること。
11. 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程を遵守すること。また、当該交付規程を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
12. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。
13. 設置する箇所は店舗や事務所・賃貸住宅などとして使用する収益を得るための事業部分が合わさった建物ではなく、また、個人で継続して事業を営む個人事業主ではない。

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。